

国民年金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による特例免除

7月1日（木）より「令和3年度国民年金保険料免除申請」の受付が始まりました

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合、臨時特例措置として、本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請ができるようになりました。

対象者は？

次のどちらにも当てはまる方が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
- ② 令和2年2月以降の所得状況からみて、当年中の所得見込み額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方*

※ 当年中の所得見込み額が一部免除基準相当の場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。また、免除等の判定により、世帯主及び配偶者も審査の対象になります（納付猶予の場合は配偶者のみ判定）。

申請する時に必要なものは？

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
→ 住所、氏名を記入の上押印。
また、特例認定区分欄「3. その他」に○を記入し、「臨時特例」と記入します。
- ② 所得の申立書

免除対象期間は？

令和元年度分→令和2年2月から令和2年6月分まで

令和2年度分→令和2年7月から令和3年6月30日まで

令和3年度分→令和3年7月1日から令和3年6月30日まで

※ 年度ごとに改めて申請する必要があります。

申請方法は？

町民課年金係、または年金事務所にて申請可能です。

- ◆ 同様の理由による「国民年金保険料学生納付特例」も申請できます。
手続きや申請方法は上記のとおりですが、学生証も併せてご持参ください。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681(直通)
函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165(国民年金課)